

●給与処理α／登録・導入 Version 6.103

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP 搭載機へのインストールは不可となっています。

- ◆ 平成 28 年度雇用保険料率の改正に対応しました。
  - 適用時期：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで適用されます。

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000

- ◆ 平成 28 年度改正 通勤手当の非課税限度額の引上げに対応しました。
  - 通勤手当の非課税限度額を、現行の月額 10 万円から月額 15 万円に引き上げに対応しました。  
平成 28 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当から適用されます。政令改正前の分は、年末調整で精算となります。
- ◆ 特別徴収税額通知書の通知データの取込みに対応しました。
  - 都道府県・市区町村から特別徴収義務者へ通知する「特別徴収の税額決定通知書」の内容をデータ化し法的効力をもたせた電子署名を付与した特別徴収税額通知を提供することに伴い、そのデータを給与 d b マスターの各社員の住民税に取り込みを行えるように対応しました。  
特別徴収税額通知を受け取るには、各自治体が特別徴収税額通知書（電子署名）の提供を開始しており、なおかつ、平成 27 年分の給与支払報告書で税額通知データの受け取り方法を“電子データ”で行っていれば 5 月頃に提供されます。
- ◆ その他の改良を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与上手α (VERSION:6.103) の変更点”を参照してください。

※ご注意※

- ①他の I C S システムとデータのやり取りを行われる場合は、共に当改正対応プログラムをインストールしプログラムバージョンを統一してください。
- ②当改正後のマスターを改正前の『平成 27 年分年末調整の改正対応プログラム』で動作は可能ですが入力等画面を開くと再計算が行われ以前（改正前）の雇用保険料率で計算しますのでご注意ください。

# 給与上手α (VERSION:6.103) の変更点

## バージョンアップ内容

### I. 概要

#### 1) 平成 28 年度「雇用保険料率」の改正に対応しました。

■適用時期：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで適用されます。

事業の種類	負担者		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000

#### 2) 平成 28 年度改正 通勤手当の非課税限度額の引上げに対応しました。

■通勤手当の非課税限度額を、現行の月額 10 万円から月額 15 万円に引き上げに対応しました。  
平成 28 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当から適用されます。  
政令改正前の方は、年末調整で精算となります。

#### 3) 特別徴収税額通知書の通知データの取込みに対応しました。

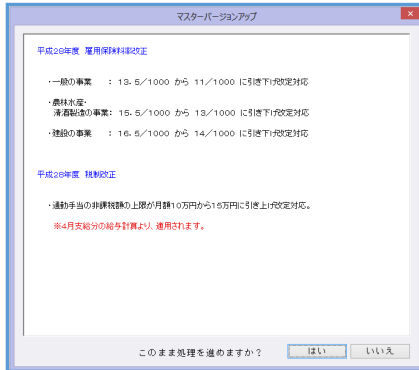
■都道府県・市区町村から特別徴収義務者へ通知する「特別徴収の税額決定通知書」の内容をデータ化し法的効力をもたせた電子署名を付与した特別徴収税額通知を提供することに伴い、そのデータを給与 db マスターの各社員の住民税に取り込みを行えるように対応しました。  
特別徴収税額通知を受け取るには、各自治体が特別徴収税額通知書（電子署名）の提供を開始しており、なおかつ、平成 27 年分の給与支払報告書で税額通知データの受け取り方法を“電子データ”で行っていれば 5 月頃に提供されます。

#### ※ご注意※

- ①他の I C S システムとデータのやり取りを行われる場合は、共に当改正対応プログラムをインストールしプログラムバージョンを統一してください。
- ②当改正後のマスターを改正前の『平成 27 年分年末調整の改正対応プログラム』で動作は可能ですが入力等画面を開くと再計算が行われ以前（改正前）の雇用保険料率で計算しますのでご注意ください。

## 改正内容

- 『平成 28 年給与 db マスター』において入力画面等を開くと、改正内容の情報を表示します。変更内容を確認の上、“はい”で処理を進めてください。



## I. 登録・導入／社会保険料額表

### 1) 【雇用保険料】

- ①雇用保険料率の改正に伴い、下記のテーブルを追加しました。  
※会社登録／雇用保険の年度更新月（処理月）（初期：4月分）から適用されます。  
・バージョン：システム：28年04月 0001版 … 平成28年度雇用保険料率の改正。

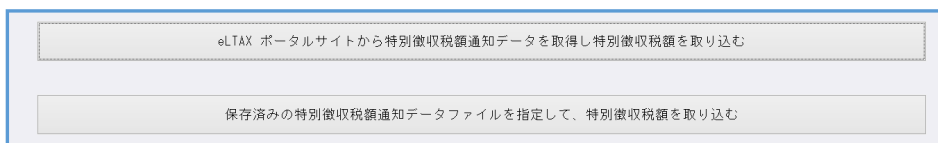
## II. 登録・導入／源泉徴収税額表

### 1) 【通勤費】

- ①改正に伴い、下記のテーブルを追加しました。  
※既に支給済みの給与の計算結果が変わらないように平成28年4月支給分給与からの適用されます。  
・バージョン：システム：28年04月 0001版 … 1ヶ月あたりの非課税限度額の引き上げ。

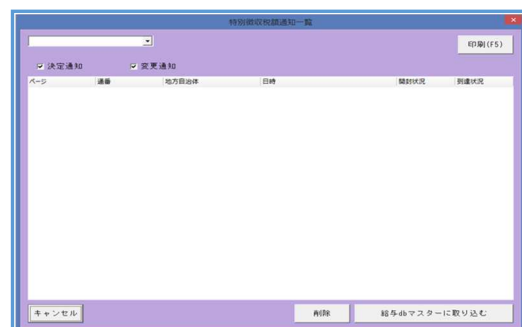
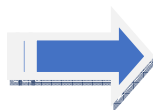
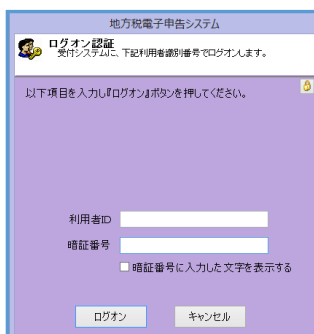
## III. 給与・賞与／eLTAX 特別徴収税額通知の取り込み ※新規

- 特別徴収税額通知書の内容（住民税の納付額）を各社員の住民税項目に取り込めるように対応しました。下記の2種類の取り込み方法があります。
  - ①eLTAX ポータルサイトから特別徴収税額通知データを取得して取り込む。
  - ②保存済みの特別徴収税額通知データファイルから取り込む。



### 1) eLTAX ポータルサイトからの取り込み

- ①地方税電子申告システムに接続（ログオン認証）する必要があります。



- ②特別徴収税額通知一覧画面から取り込みを行う該当データ（行）を選択し、“給与 db マスターに取り込む”ボタンを押してください。（複数選択可）
- ③マスターへの取り込み処理画面が表示され、税額通知データと給与 db データが照合されます。左側に税額通知データを表示、右側に双方のデータが同一である場合、給与 db/社員コード、氏名を一覧表示します。
- ※照合する項目は“氏名”“地方自治体（＝提出先市町村コード）”・“受給者番号(＝社員コード)”  
但し、平成 27 年分の給与支払報告書を「受給者番号（社員コード）」を“無し”で提出した場合は“受給者番号”は照合項目から除外されます。

- ・同一データの場合、社員コード、氏名は自動的に表示（白色）されます。（既に住民税額が登録済みで取り込むことで金額が変わるケースは青色で表示されます。）
- ・同一データでない場合（該当者なし）、社員コード、氏名欄は空欄（ピンク）で表示されます。

照合した結果、同一データでない場合は社員の紐付けを行います。該当データにインバースを合わせ“社員選択 (Home)”ボタンを押すと、社員選択画面が表示されますので紐付けを行ってください。

初期は、同じ地方自治体で絞込みを行っていますが、チェックを外すと絞込みを解除して、全社員を表示する事が可能です。

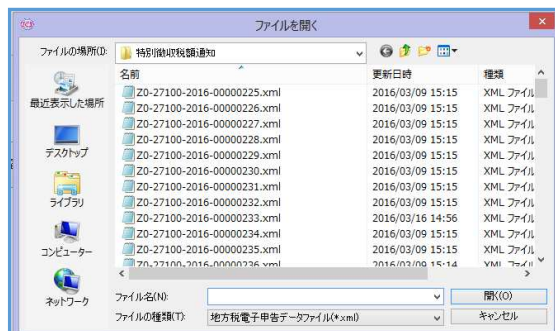
- ④社員を紐付け後、“確認”ボタンを押すと、給与 db マスター/社員登録/税金タブ内の住民税項目に納付額が取り込まれます。

住民税:	
徴収区分	特別徴収
入力区分	自動
前年7月以降分 ※	18,300 円
初回6月分	19,200 円
7月以降分	18,300 円
※は当月徴収分の住民税です。	
市区町村コード	27100 大阪市
給与支払報告書提出先(保険Home)	27100 大阪市

- 通知書の6月分納付額→初回6月分、7月分以降の納付額→7月以降分に上書き取り込みされます。  
※前年7月以降分の納付額はそのまま残ります。
- マスターが過去月に戻っている状態で取り込みを行った場合、最新月に取り込みが行われます。
- 各社員の住民税の徴収区分＝“特別徴収”で、なおかつ入力区分＝“自動”の設定の場合のみ取り込みが行われます。（入力区分が“実額”、又は徴収区分が“普通徴収”、“無し”は取り込み不可）

## 2) 保存済みの特別徴収税額通知データファイルからの取り込み

- ファイル選択画面から該当ファイルを選択し取り込み処理を行ってください。



以降の処理は、eLTAX ポータルサイト接続後のデータの取り込む場合と同様の処理手順になります。  
(③以降の流れ)

以上